

ベトナムの児童福祉の現状と課題（その2）

——農村部における要保護児童の実態調査を踏まえて——

赤 塚 俊 治

はじめに

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナムと略す）は、対仏独立戦争（第一次インドシナ戦争）後、ベトナム民主共和国とベトナム共和国に分断されていたが、ベトナム戦争後の1976年に単一の社会主義共和国を形成した。その後、1986年に市場経済と開放政策の導入を図る「ドイモイ」（刷新）政策を国家目標として宣言して以来¹⁾、著しい産業社会構造の変動をもたらした。その一方では、北部地方、中部地方、南部地方の地域間の所得水準や生活水準の地域格差を拡大させただけではなく、都市生活、農村生活の基礎的な社会集団である「家族」の扶養機能や「地域社会（農村社会、都市社会）」の生活構造にも大きな影響を与えた。その結果、都市部ではさまざまな形態で都市化現象を市民社会にもたらし、人口増加、核家族化の進展²⁾、失業者の増加、麻薬、犯罪、公害など数多くの社会生活のひずみ現象が生み出された。また、農村部では、アジア通貨危機の影響もあって成長鈍化が顕在化したこと、失業者の増加や農村地帯での遊休労働力の問題が大きくなり、農村労働者の半数は失業状態にあると見られている。農業以外の生産手段を知らない農民が農村部から都市部への移動による社会増が大きくなり、都市問題をさらに悪化させる要因にもなっている。特に、2001年の雨季は例年なく大雨が降り、メコン・デルタ地帯に住む多くの住民に甚大な被害をもたらし、大洪水によって家や田畠が流失して多数の死亡者がが出た。また、こうした被害によって約6,500人の児童が学校に通うことができなくなった³⁾。このため大都市のホーチミン市（Ho Chi Minh city）には農村部から多くの被災者が流入し、その中には子どもが物乞いをしながら「家なき」路上生活を余儀なくされている家族の姿を見かける。

このような国民生活における社会問題は、都市部はもとより農村部で生活している子どもたちの生活環境にも、一層複雑な様相を呈している。そのことはこれまでの拙稿論文⁴⁾でも明らかにしてきたように、都市部ではストリートチルドレン、児童就労、未就学児などを生み出し、さらにはスリや窃盗などによる犯罪、少女売春、薬物使用などさまざまな社会問題に発展している。そして、ホーチミン市などの都市部の要保護児童やその家族は、農村出身者の比率が大きいことがわかった。また、農村部においては経済的に困窮者が多く存在し、教育、福祉、保健・医療など広義的視点から児童福祉の現状分析を行ってきた結果、その家庭の多くの子どもたちは要保護児童の対象となっている。その例として、栄養不良の子どもや、小学校に入学したものの経済的理

由から、学校を途中でやめ家族の生活を少しでも助けるために家の手伝いや労働に励む児童が多数存在している。そのことが1つのプッシュ要因となって農村部から都市部に家出をして路上生活を送っている児童が多い。なお、ベトナムの子どもの定義は、法律上は16歳以下を未成年としている。また、本稿では要保護児童の定義を、「保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」を指している。

そこで本稿の目的は、農村部の児童が抱えている諸問題を広義の社会福祉の視点から現状分析し、それらの諸問題に対してどのような社会福祉支援が行われているかを明らかにすることにある。特に、農村部から都市部に要保護児童を排出するプッシュ要因と誘い込むプル要因との関係から児童福祉問題をとらえる。なお、農村の児童の調査研究対象地域として、ホーチミン市から約170km離れた中部沿岸南部地方のビントゥアン(BINH THUAN)省ハン・タン(HAM TAN)県ラ・ジ(LA GI)地区を手がかりとし、これまで実施してきた都市部の要保護児童の調査研究と比較しながら、ベトナムにおける児童問題と社会福祉支援策について考察する。

1 都市部と農村部における要保護児童の形成とその要因

(1) 都市社会・農村社会の特性と社会的状況

現在、人口は約7,800万人(1998年)である。人口動態動向の特徴として、1995年まで続いた人口増加率2%台が1996年以降1%台に減少している。しかしその一方では、都市人口の比率は相対的に低いものの年々増加傾向にある⁵⁾。特に、ホーチミン市は東南アジアの都市に共通する首位(首座)都市(primate city)現象が見られる。また、国民の約80%は農村部で暮らしているが、経済が成長軌道に乗った1992年以降は、農村人口は逆に減少傾向にある。このことは農村部から都市部への人口移動を意味している(表1)。こうした人口動態動向の変化は、市場経済と開放政策の導入を図った「ドイモイ」(刷新)政策以降、顕著に表れるようになった。ホーチミン市やハノイ市など主要都市で暮らす都市部の住民と全人口の約80%を占める農村部で暮らす住民とでは、所得水準や生活水準の地域格差が拡大した結果、都市生活と農村生活の生活構造に大きな影響を及ぼしたこととも人口移動の大きな要因にもなっている。特に、農業、林業、漁業に携わる第一次産業の就業者の平均収入と輸出加工区や工業団地で働く技術者との平均収入には大きな格差が生じている⁶⁾。政府は農業就業人口を高めるために農業政策の強化を図ってはいるが、現状では思うように進展していない⁷⁾。むしろ「ドイモイ」(刷新)政策がもたらした産業構造の変化は、農村部の若年層を中心とする労働力が第二次産業、第三次産業の就労に向かわせているとともに、これらの現象は農村部において農業の占める役割を相対的に低下させる要因にもなっている。そもそも経営規模の小さい農家が圧倒的多数を占める農村社会に浸透した大衆消費的生活様式を維持するために、必要な現金収入の機会を求めて、世帯主の出稼ぎや家族同伴の移動(定住的移動)という現象を生んでいる。

例えばホーチミン市の人口増加の要因として、南部地方のメコン・デルタ地帯は、ベトナム国内でも有数な農業地帯ではあるが、度重なる農業生産不振や天災による被害によってこれまでの雇用の受け皿としての機能が停滞したため、前述したように農村労働者の半数は失業状態にあると推測されている。このため経済的に困窮状態にある農民が仕事を求めて、農村からホーチミン市に大量に流入している。同様な条件不利地域を理由として中部地方から多くの住民がホーチミン市に流入している。表現を変えれば、農村社会において市場経済の自由競争によって農民層分解がおき、貧富の差が生じたともいえる。なお、人口移動の形態としては、「ドイモイ」(刷新)政策以前は、男子の単身移動（出稼ぎ型移動）が多かったが、その後、家族同伴の移動（定住的移動）が徐々に増え、さらに、最近では女子の単身移動が目立つようになってきた。しかし、流入した人口のうちフォーマル・セクターで就労できる者は10代、20代の若年層で占め、しかも高等教育修了以上の学歴の人々である。ベトナムでは高等教育を受けた者はまだ少数派である。特に、農村部の場合は、都市部と違って高等教育を受けている者は、全体の比率からするとごく僅かである。表2でもわかるとおり、15歳以上の就業者の学歴状況を見てみると、都市部と農村部とでは明らかに就業者の学歴に相違点が見られる。都市部では高等学校を卒業した者が全体の38.0%を占めているのに対して、農村部では11.2%である。また、未就学者と小学校を途中退学した者を合わせると、都市部では全体の10.9%に対して、農村部ではその倍の23.3%の就学状況を示している。さらに、小学校卒業者を合わせると、都市部は34.4%に対して、農村部では54.3%を占めている。こうした統計からしてもわかるとおり農村部では、15歳以上の就業者のうち半数以上が初等教育で修了するか、もしくは小学校を途中退学および未就学であるという学歴状況にある。

このように高等教育を受けていない多くの流入者は、インフォーマル・セクターの小規模な製造業、肉体労働を要する建設業や自営的サービス部門の露天商、街頭商、廃品回収、パンク修理などの各種修理で働く者が圧倒的に多い。特に、教育を受けていない中高年齢者は、インフォーマル・セクターで働く者が多く、この分野は農村出身者の参入が最も容易であり雇用吸収力も高いことから、農村からホーチミン市などの大都市に移住したものは少数の高学歴者を除くと、多くはインフォーマル・セクターで働くを得ない。しかし、今日のアジア通貨危機の影響からベトナム国内も経済不況に陥り、都市部はもとより農村部においても失業者が増加している現状では、仕事に就けることは容易なことではない。

こうした社会経済問題は、要保護児童の発生要因とも相互連関している。例えば農村部から都市部に家族同伴の移動（定住的移動）してきた児童の多くが、貴重な働き手として酷使される場合がある。このことによって、就学の機会が剥奪され未就学児になる場合が多い。また、路上で生計を立てながら生活している家族にあっては、養護できない児童を孤児院に預けるケースや家族で移動してきたものの結果的に家族離散となって児童が親元から離れて単独で路上生活をしている場合がある。さらには、農村部から経済問題、住宅問題、家庭崩壊、児童虐待など生活各般にわたる危機的・緊急的な状況から逃れるために、ひとりあるいは兄弟で家を出て、路上生活や

就労している児童が存在している。このような生活に陥った児童の中には、生活苦や精神的貧困から少年犯罪(スリ、窃盗など)、少女売春、薬物使用などの事件で摘発されるケースが都市部を中心に増加している。事件のケースによっては、子どもが親から命令されて、犯罪を行う深刻なケースがある。

今後もこのような要保護児童の増加傾向は、続くものと推測される。国内の約3,864万人の全就業人口のうち都市部で就労している者が22.6%，農村部で就労している者が77.4%の構成比を考えた場合、自由競争という市場の論理に委ねると、地域格差はもとより農村社会の衰退を余儀なくされるところがでてくる。それゆえ農村部から都市部への人口移動と比例して、要保護児童は増加するであろうと考えられる。

表1 人口増加率 (単位: %)

年	統計	男	女	都市部	農村部
1990	2.30	2.30	2.20	2.80	2.16
1991	2.33	2.06	2.58	2.54	2.32
1992	2.41	2.48	2.33	-2.45	3.70
1993	2.33	2.53	2.15	2.85	2.26
1994	2.09	2.06	2.11	3.49	1.79
1995	2.00	2.00	2.00	3.08	1.77
1996	1.88	1.97	1.80	3.50	1.51
1997	1.80	1.91	1.70	4.24	1.21
1998 (推定)	1.75	1.90	1.61	4.58	1.10

出所: *General Statistical Office, STATISTICAL YEARBOOK 1998.*

表2 ベトナム国内の都市部・農村部の15歳以上就業者における学歴状況 (2000年)
(単位: 人 (%))

学歴区分	都市部	農村部	計
未就学	107,845 (1.2)	1,425,981 (4.8)	1,533,826 (4.0)
小学校中退	840,584 (9.6)	5,532,481 (18.5)	6,373,065 (16.5)
小学校卒業	2,056,855 (23.6)	9,260,277 (31.0)	11,317,132 (29.3)
中学校卒業	2,402,187 (27.5)	10,352,886 (34.6)	12,755,073 (33.0)
高等学校卒業	3,318,527 (38.0)	3,345,466 (11.1)	6,663,993 (17.0)
総計	8,725,998 (100.0)	29,917,091 (100.0)	38,643,089 (100.0)

出所: *STATISTICAL DATA OF VIETNAM LABOUR-EMPLOYMENT 1996-2000* を基に筆者作成

(2) 都市部および農村部の要保護児童の形成

これまでのベトナム戦争後の復興期における要保護児童とは異なり、新たに保護を必要とするさまざまな問題を抱えた児童が、都市部だけではなく農村部においても多く発生するようになっ

た。その根本的な要因として、児童の基礎的な社会集団である「家族」の扶養機能や「地域社会（農村社会、都市社会）」の変容があげられる。ベトナムにおける要保護児童数は、ユニセフなどの調べで、都市部を中心に約300万人と推定されているがその具体的な詳細についての統計は今のところ存在していない⁸⁾。

筆者が過去に実施した都市部の要保護児童の調査結果を整理すると、いくつかの特徴を要約することができる。要保護児童が社会問題化として進展したのは、1980年代後半の「ドイモイ」（刷新）政策以降の社会経済構造の変動や国民生活の目覚ましい進展と比例して顕在化してきている。特に、都市部の児童については、農村部からの人口流入、核家族化の進展、生活環境の変化、所得格差の拡大、失業者の増加、公害などの外部不経済の増大、都市部を中心とする離婚の増加などに伴って児童養護の機能低下を招き、安定した生活保障が享受できない被放任児、被虐待児といった児童が増加している。こうした要因が都市部ではストリートチルドレン、児童就労、未就学児、少年犯罪、少女売春、薬物使用などさまざまな社会問題に発展している。

一方、産業化、都市化の進展のなかにあって、もっとも大きくその変動の波を受けているのは、農村部であり、そこで生活している児童ではないかと思われる。全人口の約80%を占める農村部で生活する児童の社会福祉問題を考える場合、基礎的生活要求(BHN: Basic Human Needs)の教育、医療・保健、栄養、住居といった広義の社会福祉の視点から接近することが重要であろう。

農村部の児童の就学率は表2でもわかるとおり都市部とでは、大きく異なっている。特に、山岳部や山間部および農漁村で生活している児童となると就学率は極端に低い。さらに、高等教育への就学率は、都市部と農村部との比率格差はますます増大している。その最大の理由は、幼い時から勉強の他に貴重な働き手として家業の手伝いをしながら学校に通っている。このため学習不足のために進級できず途中退学するケースが多く、女子は男子に比べてその傾向は一段と高くなる。さらに、農業、漁業といった低所得者層や社会経済構造の変化に伴う相対的貧困層の増加によって、貧困に苦しむ農村や山村の家庭では、授業料の支払いも大きな負担となり、進学を断念せざるを得ない状況にあることも大きな理由となっている。また、都市部と異なり社会資源としての学校不足や教員不足も一因としてあげられるだろう。中央政府支出（1999年）の教育予算是、全体構成比として13.9%⁹⁾が支出されているが、現在のベトナム国内における生徒数に対する学級数や教員数が絶対的に不足しており、農村部においてはその問題は大きい。さらに、都市部と比較して児童の栄養不足は否めなく、水などの衛生的環境も不十分である。子どもの病気の根本的な原因として、不衛生な水の摂取に原因があるといわれている。また、農村部では、離婚が原因で家庭崩壊が見られるようになった都市部から比較するとその比率は低い。その理由は、女性が子どもを養育するだけの就労の機会が農村部に少ないことや離婚による女性に対する蔑視が農村社会ほど根強い背景がある。

こうしたさまざまな生活環境や社会的環境から逃れるために、ホーチミン市などの都市に出て、路上生活や就労および孤児となって孤児院で生活している要保護児童が多く存在している。

2. 要保護児童の現状と社会福祉支援策

表3は、ベトナム国内の社会福祉支援の対象者数をベトナム政府がまとめた統計である。この統計によると現在、国内には約74万2,000人の国民が社会福祉支援の対象者となっている。しかし、筆者がこれまで調査研究してきた結果からすると、要保護児童だけでも都市部を中心に約300万人と推定されており、障害児者も約150万人と推定されている。この統計の大きな違いはどこに原因あるのかは、この小論で論証するには限界があるので今後の調査研究で明らかにしたいと考えている。いずれにしても、ベトナム政府が発表した統計資料から分析すると、社会的資本を持たない者や社会的弱者としての児童、障害児（者）、高齢者が社会・経済活動の影響を最も強く受け、社会福祉の対象者として社会的に存在している。全国には、社会福祉支援の対象者として「独居老人」約13万3,000人、「孤児」約15万5,000人、「路上生活児者」約3万7,000人（児童約1万9,000人）が存在している。また、「障害児（者）」に関しては、約41万5,000人でうち児童は84%を占める約35万人となっている。なお、児童に関する「孤児」と「路上生活児」の統計だけを見てみると、他の社会福祉の対象者と違って中央管轄市の4大都市¹⁰⁾に多くの児童が集まっていることがわかる。例えば、路上生活をしている児童のうち、全体の48.3%が4大都市に集中している。また、「孤児」に関しても12.5%にあたる約1万9,000人がそれぞれの都市で生活している。そして「路上生活児」や「孤児」は圧倒的に主要都市の中でもホーチミン市で生活している。いずれにしても、全人口の約80%を占める農村部と約20%の都市部の人口構成比率を考えると、いかに要保護児童が都市部に集まっていることがわかる。

表3 社会福祉の対象者数と受給者数および主要都市の内訳

(単位：人（%）)

	総計	独居老人	孤児	路上生活者			障害者		
				計	成人	児童	計	知的障害者 精神障害者	その他 障害者
対象者数	742,232	133,829	155,757	37,202	18,155	19,047	415,444	65,360	350,084
受給者数 (受給率)	164,189 (22.1)	61,804 (46.2)	37,271 (23.9)	1,999 (5.4)	—	—	63,115 (15.2)	14,585 (22.3)	48,530 (13.9)
ハノイ市	12,032	2,077	4,490	1,324	120	1,204	4,141	1,987	2,154
ハイフォン市	22,543	3,120	2,458	500	200	300	16,465	4,550	11,915
ダナン市	10,951	1,240	2,978	1,380	683	699	5,353	1,190	4,163
ホーチミン市	32,410	7,514	9,497	7,356	356	7,000	8,043	1,701	6,342
計 (総対比)	77,936 (10.5)	13,951 (10.4)	19,423 (12.5)	10,560 (28.4)	1,356 (7.5)	9,203 (48.3)	34,002 (8.2)	9,428 (14.4)	24,574 (7.0)

出所：STATISTICAL YEAR BOOK OF LABOUR-INVALIDS AND SOCIAL AFFAIRS
1998 を基に筆者作成。

その理由には、さまざまな家庭の事情から特別な困難と難問を抱えて保護を必要としている多くの児童が農村部から都市部へ移動したと考えられる。そうした児童たちに共通していることとして、家庭的・社会的保護育成の欠如があり、しかも就学の機会が奪われ、栄養不良に苦しむ児童が多いということである。そして何よりも児童の「帰る家」「保護される場所」が少なく、都市部においては、常に社会的迫害の対象と成りえることである。

いずれにしても、要保護児童の発生要因には、心理的、内面的な問題、経済的問題、家族問題、地域問題、教育問題など多くの課題と問題点があげられる。しかし、こうした諸問題の最大の社会的要因として、家庭が物質的にも精神的にも恵まれない生活環境の下で生活を強いられてきたことから派生しているものと考えられる。

今後、こうした要保護児童に対して、社会福祉支援を行う際は、社会資源は不可分な関係にあり、社会福祉支援策は対応する個人、小集団、地域住民のニーズと社会資源を調整・提供することが核であり、そのためには社会資源の開発・改善に努め、さらに社会資源を組織化していくことが求められる。ベトナム国内では、1992年から都市から地方の児童保護・育成を目指して、本格的な施策が展開されている。その大きな基本的な柱として3つあげられている。1つは具体的計画と実施で、その内容は①財政確保と支援金配付、②国際支援と協力要請による援助活動、③社会福祉・保健衛生などの専門職員の養成と技術的向上、④国民に対する児童養護・育成に伴う社会的啓蒙と民間団体に対する協力依頼。2つ目は、政府機関とユニセフが共同で健康、栄養、教育、衛生環境に関する保護・育成計画を立て、その内容を新聞やラジオを使って地方に情報を知らせながら、女性に対しての育児教育を強化することである。3つ目は、これらを実現可能にするために国会での法整備を進めるという内容である¹¹⁾。これに対して具体的な数値目標として、7つの目標をあげている。①5歳未満児の死亡率を減少させること（1999年現在、1,000人に対して42人の死亡）。この際、全国の母子の健康維持を行うための健康管理体制を強化する。また、脳性まひ防止のために母親に対して100%の予防接種を行う。②不妊教育を実施し、出産制限奨励を行う。③子どもの供給栄養量の改善と妊婦の栄養改善を行う。④きれいな水の確保と衛生の向上。⑤15歳までに90%の中学校卒業の就学率と残り10%は小学校3年生程度の学力を修める教育改善を行う。特に、障害児や両親がいない児童には、優先的に教育を行う環境を整備する。また、学校から遠方にある地域に対しては、寄宿舎を伴う学校を農村などに建設し、未就学児と途中退学を5%台に減らすことに努める。⑥児童の精神的な安定を図る目的と集団教育の場として、遊び場や遊園地および文化センターを全国各地に建設する。⑦孤児、路上生活児および障害児など生活環境が厳しい状況にある児童に対しては、現在の状況から70%の児童が教育学校を中心に行き、その際、労働傷病・社会福祉省（Bo Lao dog, Thuong binh va Xa hoi）と教育訓練省（Bo Giao Duc va Dao Tao）が共同政策を行うとしている¹²⁾。このようにベトナム政府は、1990年に入ってから児童福祉施策を積極的な展開を行っているが、現状では政府が掲げた目標数値には達成していないのが実情である。さらには、表3でも明らかのように、社会福祉支

援の対象者のうち、実際に社会福祉サービスを享受している者は、全体の22.1%に過ぎない。そのうち「孤児」については、23.9%の児童しか社会福祉支援を受けられず、多くの「孤児」は、厳しい生活環境におかれている。また、「路上生活児(者)」においても5.4%が対象であり、そのほとんどの児童は、政府からの援助を受けることなく生活していることになる。これらの要保護児童の問題を解決するためには、国家財政の問題や家庭環境の問題など数多くの問題と課題が残されているが、しかしながら、現実的に保護・育成を必要としている多くの要保護児童が存在していることを考えると、その児童福祉支援策の具体的な対策が求められる。そのためにもベトナム政府が現在、進めている「児童保護・育成対策」を早急に図られることが望まれる。

3. 農村部における要保護児童の実態調査

—ビントゥアン（BINH THUAN）省ハン・タン（HAM TAN）県ラ・ジ（LA GI）地区の事例—

ベトナムでは「児童は一義的には保護者のもとで養育され、心身ともに健やかに成長することが社会的に保障されなければならない」との観点から、児童の保護・育成に関する法律を整備化しながら、要保護児童の社会福祉支援策を展開している。しかし、現実的な問題として要保護児童を取り巻く社会的環境は、決して十分な社会福祉支援策とはいえず、むしろ、農村部の児童たちが直面している生活、教育、医療・保健などは深刻な社会問題化へと進展している。こうした社会的背景を基にして、ホーチミン市内の路上で生活している児童やその家族には、農村部からの出身者が大半を占めていることが以前の調査結果からわかった。つまり農村部は経済的にも困窮者が多く存在し、その家庭の多くの子どもたちが要保護児童の対象になり得るということである。そこで、農村部から都市部に要保護児童を排出するプッシュ要因と誘い込むプル要因との関係から児童福祉の問題をとらえる立場から、ホーチミン市から約170km離れた中部沿岸南部地方のビントゥアン（BINH THUAN）省ハン・タン（HAM TAN）県ラ・ジ（LA GI）地区を農村部の1つの調査研究対象地域として、「路上生活児」の実態調査と関係機関の聞き取り調査を実施した。

(1) 路上生活児の個別面接調査

① 調査目的

路上で生活している児童の生活実態とその児童の家庭環境について調査する。

② 調査期間

2001年9月6日から2001年9月10日。

③ 調査対象地域とその概要

ビントゥアン（BINH THUAN）省ハン・タン（HAM TAN）県ラ・ジ（LA GI）地区。（図

1・図2) 農業と漁業を主な基幹産業としているラ・ジ地区は、ビントゥアン省(1都市8県)を構成するハン・タン省内にある一つ地区である。11地区ある中では人口の多い地区である。現在、地区内には、幼稚園5校、小学校5校、中学校1校がある。そのうち小学校で学ぶ児童は約4,300人、中学校で学ぶ生徒は約2,500人。ラ・ジ地区人民委員会での聞き取り調査では、周辺の地域から仕事を求めて移り住む家族が年々増加傾向にあり、その人口動態については正確に把握できていない状況である。また、その中には学校に通えない児童生徒が多数存在している。なお、移住してきた多くの者が就労する農業労働とえび養殖業の1日平均の労働賃金は、2万ドン(約200円)から3万ドン(300円)である。

④ 調査対象児

路上で生活している6歳から15歳までの学齢児を対象に無作為抽出した60名の児童。

⑤ 調査方法

個別面接調査法。ベトナム人の調査員1名と児童が生活している場所を訪問し、そこで調査項目を個別に質問する形態をとった。調査票は、ベトナム語に翻訳し、ベトナム調査員がベトナム語で質問するという方法をとった。

⑥ 調査項目

主な項目は「家族構成」「親の職業」「生活レベル」「学歴状況」「家を離れた理由」「現在の生活

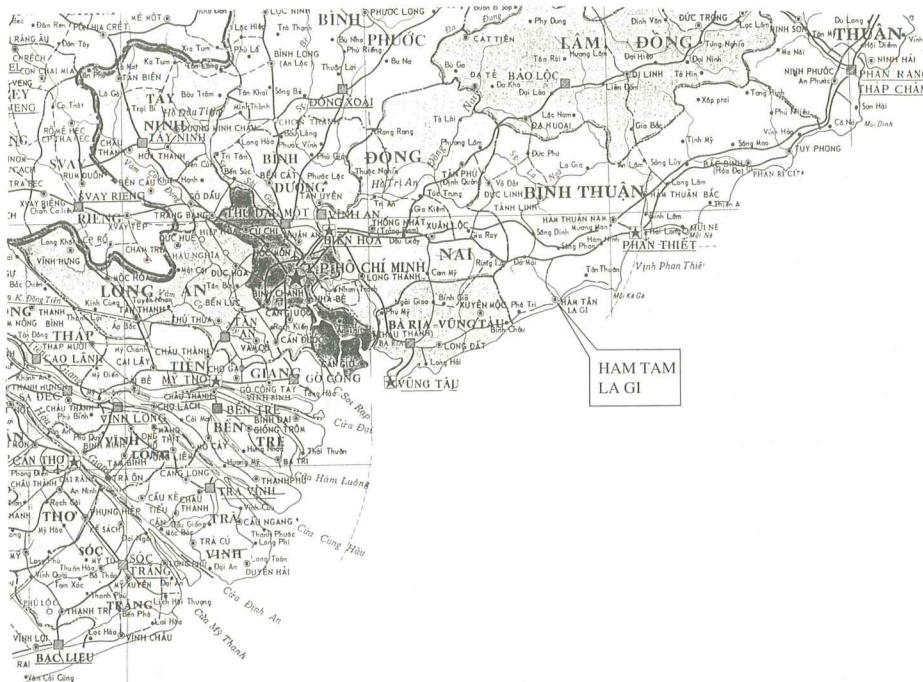


図1

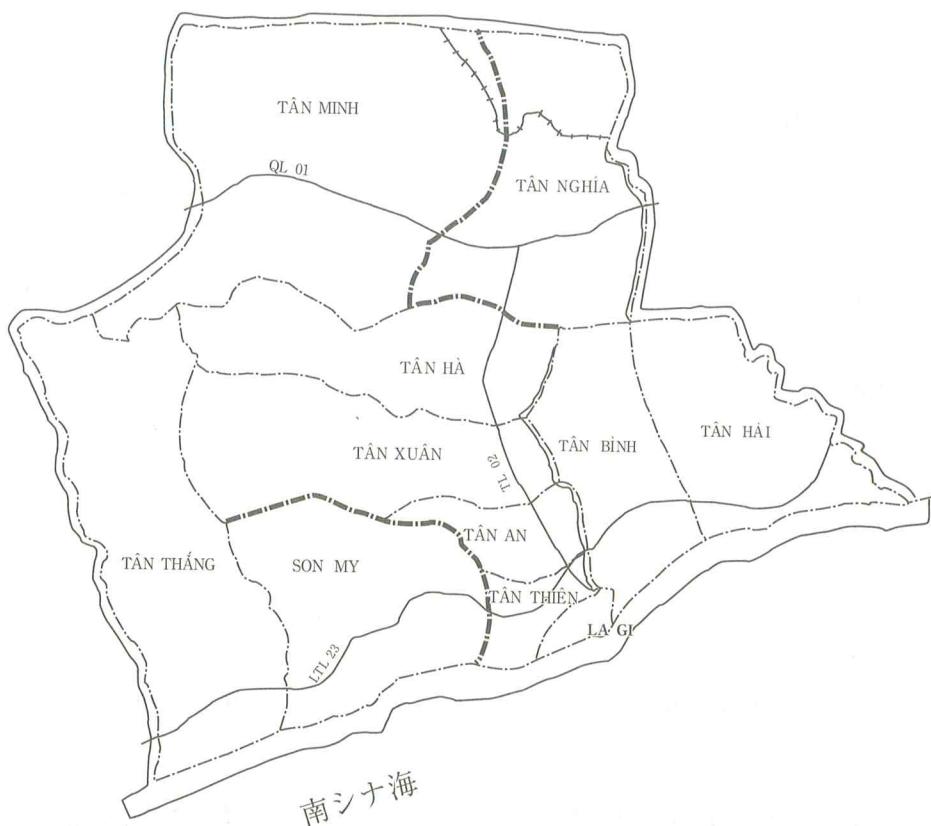


図2

状況」「今後の希望」などを質問項目とした。

1) 路上生活児の基本的属性とその実態

対象児童の年齢と性別は表4の通りである。男子36人、女子24人の対象児のうち、11歳から15歳までの年齢層が73.3%を占めている。最年少は6歳の女子ひとりである。対象児の出身地は、ラ・ジ地区の児童が半数以上を占めているが、その他は同じハン・タン県内の周辺地域から流入している。この調査結果から、路上生活をしている児童の家族構成員数のうち6人家族が18人で最も多く、全体の30.0%を占めている。また、6人家族以上の家族構成員数をみてみると、全体の83.0%にあたる50人の児童がいた。この調査結果からしてもわかるとおり、路上生活児の多くは兄弟が多い家庭環境の中で育ってきたことがわかる。また、3人以下の家族構成員数については、両親が亡くなり、「兄弟だけで暮らしていた」、「祖母と暮らしていた」という児童である。家族形態は、両親と兄弟という基本的な家族形態をとるなかで、特に、目立った傾向としては母子家庭、父子家庭の児童が多いことである。児童の両親の状況は「両親死亡」(2人)、「両親行方不明」(3人)、「父親もしくは母親が死亡」(19人)、「父親もしくは母親が行方不明」(5名)、「両親

表4 路上生活児の年齢、性別および家族構成員数 (単位:人)

年齢	男	女	家族構成員数										小計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
6	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
7	2	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
8	2	3	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	5
9	2	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3
10	2	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	4
11	2	5	0	0	0	1	1	2	1	0	0	2	7
12	5	3	0	0	0	0	3	3	2	0	0	0	8
13	9	2	0	0	0	0	3	0	3	3	2	0	11
14	6	5	0	0	0	1	3	3	1	0	2	1	11
15	6	1	0	0	2	0	0	3	1	0	1	0	7
計	36	24	0	1	4	4	10	18	11	4	5	3	60

出所：筆者の調査による集計結果

離婚」(1人)を合わせると、全体の50.0%にあたる30人の児童が両親もしくは片親が不在という家庭環境にある。筆者が以前、ホーチミン市で路上生活児の実態調査を実施した際にも、同じような傾向で半数以上の児童のうち両親および片親の欠如がみられた。今回の調査においても何らかの精神的不安を感じながら家族とともに生活してきた児童が多数みられるのが注目される。また、対象児童の親の職業については、地域の特性もあって圧倒的に「農業」と「漁業」が中心となっている。しかも、単に1つの仕事だけをしているのではなく、日雇いの建設労務者やその他の仕事にも従事して生計を立てていることが特徴的である。おそらく土地の少ない農民は農業だけで生活するのは困難であるため、農業以外のさまざまな仕事に従事するものが多いと推測される。さらに、両親の共働きが多く、母子家庭にあっては、路上で野菜や果物およびうどんなどの露店を出して商売をしている者が多い。また、父親が出稼ぎのために家にはいない児童が3人いた。

次に貧困という価値基準の問題は残されてはいるが、児童がこれまで生活してきた印象から「家庭の生活レベル意識」について質問を行った結果が表5に示す通りである。この調査結果から、「大変貧しい」31人(51.7%)、「貧しい」22人(36.7%)、「普通」7人(11.7%)という回答であった。こうした調査結果からしても、ほとんどの児童が経済的に困窮な家庭環境の中で育ってきたことが理解できる。

表5 家庭の生活レベル意識
(単位:人(%))

生活レベル	人 数
大変貧しい	31 (51.7)
貧しい	22 (36.7)
普通	7 (11.6)
やや裕福	0 (0.0)
裕福	0 (0.0)
計	60 (100.0)

出所：筆者の調査による集計結果

2) 対象児童が家を出た理由と現在の生活実態

対象児童の学歴状況は、表6に示す通りである。「小学校中退」が29人で最も多く全体の43.3%を占めている。続いて「未就学児」19人(31.7%)、「小学校卒業」15人(25.0%)で、「小学校中退」と「未就学児」を合わせると全体の75.0%の児童が、初等教育を修了しないで路上生活を送っていることがわかる。なお、「中学校中退」と「中学校卒業」はひとりもいなかった。

表7は対象児童が家を出た理由に対する回答(複数回答)を示したものであるが、その回答の中で最も多かったのが「貧しかった」を理由にあげたものが38人で全体の41.3%を占めている。その他の理由として「家の手伝いが大変であった」35人(38.0%),「親にしかられた(虐待)」12人(13.0%),「学校が嫌であった」4人(4.3%),「仕事を探すため」3人(3.3%)が家を出た理由として回答している。特に、特徴的なこととして「貧しかった」、「家の手伝いが大変であった」という2つの項目に対して、多くの児童が複数回答していることである。こうした表6・表7の調査結果からすると、前述したように農村部ほど幼い時から勉強の他に貴重な働き手として家業の手伝いをしながら学校に通っているため、都市部で生活している児童よりかは勉強と仕事を両立することは肉体的にも精神的にも大変であったことを示している。特に、幼い子どもにとって生活の一部とはいえ勉強と仕事の両立は大変であることは想像できる。ベトナムの教育制度においては課程主義を採用しているため、学習不足のために進級できず途中退学するケースが多いのもこうした要因がはたらいている。また、路上生活をしている児童の多くは、低所得者層の家庭が多く、学用品やその他の学費も大きな負担となり、結果的に学校に通うことを断念せざるを得ない状況が生まれる。例えば「学校が嫌であった」と回答している児童は、当初から学校は嫌いではなかったが、学習不足のために進級することができないために、いつしか学校から遠のく結果となつた。また、「仕事を探すため」を回答した児童のほとんどは、少しでも家計を助けるために、学校に通うのをやめて、仕事を求めて街に出てきた児童である。しかし、仕事を探しても仕事には就けず結果的に路上生活を送ってしまっている。

次に家を出てから路上で生活している期間は、最も長い路上生活を送っている児童で4年間の1人が最高であった。その他は3年間(1人), 2年間(3人), 1年間(5人), 6ヵ月間以上1年間以下(9人), 残りの41人の児童は路上生活を始めて3,4ヵ月しか経っていない。なお、この地区で生活している児童の多くに共通していることは、ホーチミン市などの都市の路上生活児と違って、時々、家に帰ってはすぐに戻ってくることである。このため家族の者は、自分の子どもや兄弟がどこで何をしながら路上生活を送っているかを知っている者が多いのも特徴的である。また、児童が家に一時期帰る理由の一つとして、働いて得たお金を家に届けるためである。今回の対象児童のうち63.3%にあたる41人は、昼間、「宝くじ売り」、「ガム売り」、「雑貨売り」、「魚売り(港に落ちていた魚を拾って売る)」、「農業などの雑用」をしながら僅かな収入を得て生活している。残りの19人は、年齢的には10歳以下の児童が多いため、同じ路上生活をしている仲間たちから助けられて日々を過ごしている。最後に今後の希望について質問をしてみたが、その中で最も多

い項目として「学校に行きたい」が25人(41.7%)で、続いて「仕事がしたい」が17人(28.0%),「何も考えていない」が13人(21.7%)であった。「学校に行きたい」という回答には、6歳から10歳前後の児童を中心にして回答している。また、「仕事がしたい」と回答している者は、13歳から15歳の児童が多く回答している。こうした調査結果からわかる通り、路上生活はしているものの、子どもの誰しもが持つ「学校に行きたい」という正直な気持ちが回答に表れていると思われる。しかしながら、路上生活をしている児童たちは、現実の生活と希望との狭間で毎日を送らねばならないのが実態である。

(2) 調査結果の考察

今回の農村部での路上生活児の調査結果を分析すると、農村部における要保護児童が抱える問題と課題について幾つか整理することができる。特に、要保護児童を取り巻く福祉指標としての保健、栄養、住居、教育といった広義での社会福祉の現状には、さまざまな問題点が見られる。

ラ・ジ地区の調査対象となった要保護児童の社会的背景には、これまでにも論述してきたように改革・開放政策によって、「新しい社会文化の獲得」、「産業化に伴う家族機能の変容」などが、児童と家庭を取り巻く環境の変化を生み、結果的に児童養護の機能低下を招いたともいえる。こうした生活環境の変化は、決して都市部のみで起きている社会的現象ではなく、農村部においてもその現象は見られる。ある意味では、これまで維持してきた家族内での社会福祉の補完的機能としての相互扶助が農村部においても徐々に崩れかけているともいえる。また、これまでのベトナム農村社会では、地域社会や家族はヒエラルキー的に秩序づけられ、長老は家族のさまざまな問題について助言し、人生の豊かな経験者と敬愛されてきたが、最近の夫婦家族には、その伝統的な意識は時代の変化とともに希薄化してきている。むしろ、現代の農村部においては物財の消費と密接に関係する生活環境に変化してきたことによって、習慣・慣習、価値、家族形態、家族意識などこれまでの生活様式とは違ってきたといえるだろう。その1つの表れがラ・ジ地区のような農村においても路上生活児などの要保護児童が増加してきていることである。

ラ・ジ地区は、ハン・タン県内にある11地区の中でも人口は多く、年々増加傾向にある。(表

表6 対象児童の学歴状況
(単位: 人 (%))

学歴	人 数
未就学	19 (31.7)
小学校中退	29 (43.3)
小学校卒業	15 (25.0)
中学校中退	0 (0.0)
中学校卒業	0 (0.0)
計	60 (100.0)

出所: 筆者の調査による集計結果

表7 家を出た理由 (単位: 人 (%))
(複数回答)

理 由	人 数 (92回答)
家が貧しかった	38 (41.3)
学校が嫌いであった	4 (4.3)
家の手伝いが大変であった	35 (38.0)
仕事を探したかった	3 (3.3)
親にしかられた(虐待)	12 (13.1)
計	92 (100.0)

出所: 筆者の調査による集計結果

8) その最大の理由は、ハン・タン県は第一次産業を基幹産業としている農村部ではあるが、ラ・ジ地区周辺の地域から土地を持たない農夫や小規模な農業経営者などの低所得者層が農業労働やえび養殖などに従事する仕事を求めてラ・ジ地区に移り住むようになってきたからである。

その背景には同じ農村部であっても生活環境や労働環境といった地域格差があるということを意味している。その一方では、移り住むまで小学校に通っていた児童がラ・ジ地区に住むように

表8 ハン・タン県ラ・ジ地区の人口推移状況（単位：人）

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001
ハン・タン県	138,836	143,094	147,352	152,452	157,264	162,464
ラ・ジ地区	27,632	28,403	29,219	29,672	30,097	30,258

出所：ラ・ジ地区人民委員会内部資料により筆者作成

表9 ビントゥアン省の都市部・農村部の15歳以上就業者における学歴状況
(2000年)

(単位：%)

区分	高等学校卒業	中学校卒業	小学校卒業	小学校中退	未就学
ビントゥアン省 (女性)	9.4 (8.0)	17.2 (14.0)	41.9 (42.0)	29.0 (33.0)	2.5 (3.0)
都市部 (女性)	20.8 (18.3)	19.5 (18.4)	35.3 (35.7)	22.8 (26.0)	1.6 (1.6)
農村部 (女性)	6.0 (5.0)	16.8 (13.0)	44.0 (42.9)	30.5 (36.0)	2.7 (3.1)
ホーチミン市	31.9	22.9	30.2	13.5	1.5

出所：STATISTICAL DATA OF VIETNAM LABOUR-EMPLOYMENT 1996-2000 を基に筆者作成

なってからは、学校に行けない未就学児や小学校中退児を生み出す要因にもなっている。その主要な要因として、経済的問題、戸籍問題および家業の手伝いなどがあげられる。そして最大の要因として、もともとベトナムの識字率は東南アジア諸国の中でも男女平均 93.3% (1997年)¹³⁾ と高く、教育熱心な国民性でありながら、農村の貧困層にあっては、現実の生活を維持するためには子どもを学校に進学させるだけの経済的余裕と教育の必要性といった意識が、都市部に比較して低いと思われる。このため都市部に比較して就学率は全体的に低い状況にある。表9はビントゥアン省内の都市部と農村部に住む15歳以上の就業者の学歴状況を示したものである。ビントゥアン省は、他の省と比べると学歴はさらに低い状況にある。ビントゥアン省全体では未就学者と小学校中退者を合わせると 31.5% でこれをホーチミン市の未就学者と小学校中退者と比較した場合、約2倍の数値を示している。また、小学校卒業者の 41.9% の学歴を合わせると 73.4% となり、この数値からしても、ビントゥアン省では圧倒的に初等教育で修了する者が多く、高等教育への進学は少ない。さらに、農村部の学歴状況を見てみると未就学者と小学校中退者は全体の 33.2%

を占めており、この数値に小学校卒業者の44.0%の学歴を合わせると77.2%である。この数値は、ベトナム全国平均で中学校を卒業した者が33.0%，高等学校を卒業した者が17.0%を考えると、ビントゥアン省における就学率はじつに低い。また、特筆すべきこととして女性の就学率が男性に比べてさらに低い状況にある。このことはベトナムの農村社会において、女性の社会的地位が低く見られている傾向にあることが、就学率にも反映していると推測できる。なお、ラ・ジ地区の就学状況に関する正確な統計資料がないために詳しく論証することはできないが、ビントゥアン省の中でも未就学者、小学校中退者が多い地区もある。こうした就学状況を背景に、単に経済的理由から要保護児童が形成されるのではなく、保護者の教育意識をも低下させ、被放任児、被虐待児につながる要因となっていると考えられる。路上生活児や要保護児童の問題には、こうした生活環境から派生するいわゆる「貧困の悪循環」が根底にあると思われる。そのことが要保護児童を多様化・複雑化にさせ、児童の疎外感を一段と高めていると思われる。

まとめにかえて

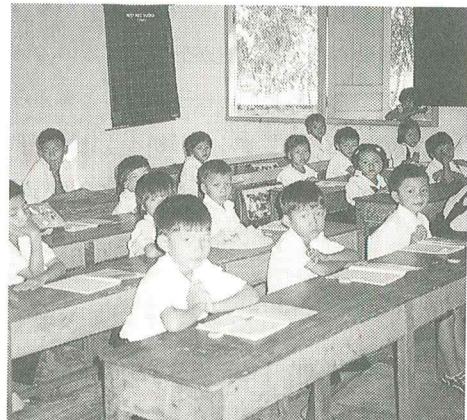
最近、都市部を中心に児童による少年犯罪が多くなってきている。ここ3年間のホーチミン市内の犯罪をまとめると合計3,916人が逮捕されたが、その犯罪者の年齢層の内訳をみてみると78.3%にあたる14歳から16歳の児童で占めている。これまでに判決が下された児童は約42%で、その児童の中で学校に行っていないもので犯罪を行った児童は約54%を占めているという報告がなされている¹⁴⁾。さらに、犯罪を行った児童には農村からの出身者が多数占められていた。また、少女の中には大人から強姦されたり、売春を強要されたりする児童も増加している。こうした少年犯罪は、市場経済導入後に増加傾向を示しているが、何も都市部だけの社会問題ではなく農村部においても多く社会問題を発生している。とりわけ、今回、調査研究を行った農村部でも都市部と同様に複雑な社会環境の変化によって、家族が児童の養護を放棄し、時として児童の人権が脅かされるなど、日常生活の中で基本的生存権すら保障されない場合が見られる。初めから子ども自身に問題が生じていたわけではなく、児童を取り巻く家族機能の低下や地域機能の変容および社会システムの変化によってもたらされた結果が、孤児、路上生活児および少年犯罪を生み出す根本的な発生要因となっている。こうした農村部の多くの児童は、社会福祉支援を享受できないまま農村で生活しているか、生活が困窮状態になると農村を離れて、単独あるいは家族同伴で農村部から地方都市、地方都市からホーチミン市などの大都市へと移動を繰り返している。しかし、その移住した先での要保護児童の生活保障は、確立されないまま常に精神的不安を抱えながら生活することになる。

いずれにしても、農村部の場合は、都市部と違って学校や児童福祉施設などの社会資源が不足しており、その社会資源の地域格差の是正も含めて児童福祉対策の抜本的な改善を図ることが求められる。特に、先にあげた児童に対する保護・育成に関する国家的推進活動を「人権」、「教育」、

「健康」、「福祉」の視点から体系的、総合的に推し進め、さらには、児童の健全育成に伴う親への啓蒙活動と社会教育が農村部ほど重要な役割を担うことになる。こうした基本的な問題点を解決しない限り、農村部の要保護児童の問題は解決できないばかりか、農村部から都市部へと多くの要保護児童を送り出し、そうした要保護児童がつねに社会的迫害を受けてしまう結果になりかねない。



写真A



写真B

写真 A ラ・ジ地区内に移住してきた子どもたち

写真 B ラ・ジ地区内にある小学校 (2部制を採用している)

注

- 1) 1986年12月の第6回ベトナム共産党大会において、ドイモイ政策(刷新)〔ドイ:変化、モイ:新しい〕が決議され、(1)従来の性急な社会主義路線を否定、(2)経済統制経済から市場経済の導入、(3)重工業優先政策から農業、軽工業を中心とする産業政策への変更、(4)国際協力への参画などを柱とする改革が推進された。
- 2) ベトナムの家族は、夫婦、親子を核とする核家族でもそれ以外の親族と一緒に生活することは珍しくない。しかし、それでもなお夫婦、親子関係が中核をなしており、特に、親子の間の絆は、強い結び付きがある。
- 3) *The Saigon Times SEPTEMBER 5.2001*
- 4) 「ベトナムの児童福祉の現状と課題—ホーチミン市における要保護児童の実態調査を踏まえて—」『東北福祉大学研究紀要』第24巻(通巻27号), 2000. pp.79-100, 「ベトナムにおける要保護児童の社会福祉支援策の現状と課題—ホーチミン市の障害児を中心として—」『東北福祉大学研究紀要』第25巻(通巻28号), 2001. pp.21-39.
- 5) 拙稿「ベトナムにおける要保護児童の社会福祉支援策の現状と課題—ホーチミン市の障害児を中心として—」『東北福祉大学研究紀要』第25巻(通巻28号), 2001, p.22.
- 6) 業種別月平均収入(1998年推定)を比較すると全国平均で約65万5,000ドンに対して農業・林業は約43万8,000ドン、漁業は約51万ドンである。その他の業種では、運送・倉庫・通信約116万1,000ドン、鉱業約112万7,000ドン、電気・ガス・水道約111万ドン、製造業約77万4,000ドンである。Vietnamese Dong(ベトナムドン)2001年9月1日現在, 1usd=13,900ド

- ン
- 7) *The Saigon Times NO 4-99 (381) JANUARY 23, 1999*, p. 9.
 - 8) 拙稿, 前掲書, p. 29.
 - 9) 矢野恒太記念会編『世界国勢図会 2001/02』p. 406.
 - 10) ベトナムの行政区域は, 57省と中央管轄市の4市(ハノイ市, ハイフォン市, ダナン市, ホーチミン市)による61行政区域に区分されている。
 - 11) UY BAN CHAM SOC VA BAO VE TRE EM TP. HO CHI MINH ; HUONGVE TRE EM, NAM 2000, 2000, pp. 17-19.
 - 12) Ibid. pp. 20-23.
 - 13) 前掲書, p. 482.
 - 14) UB. NHANDANTP. HOCHIMINH UB. BAOVA CHAMSOCTRE EM ; BAO CAO-3NAM THUC HIEN CHUONG TRINH QUOC GIA TRE EM CO HO- ANCANH DAC BIET KHO KHAN NAM 1994-1997-, 1997, pp. 8-9.

〈付 記〉

本稿は、文部科学省科学研究補助金(基盤研究C)「ベトナムの児童問題に対する社会福祉政策の現状と課題」(研究代表者: 赤塚俊治)による研究成果の一部である。